

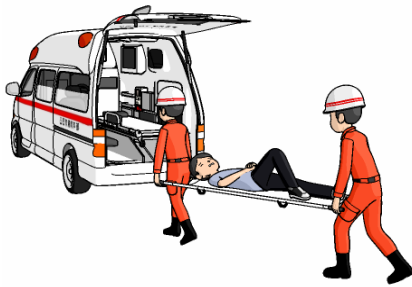


もし事故が起きたら



1

けが人の救助



けが人の救護を最優先します

救急車を呼ぶ、近くの病院に運ぶなど状況によって適切な方法を取ってください。

2

二次災害の防止



事故車を安全な所へ

他の車両の事を考えて安全で交通の妨げにならないところへ移動します。

3

警察へ届ける



軽い事故でも必ず警察へ

事故が発生したら警察へ届出することは道路交通法及び自動車保険約款上定められています。

4

事故状況、相手の確認



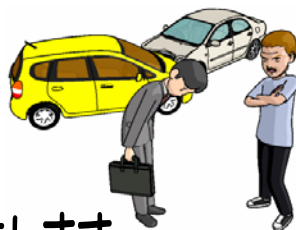
事故状況、相手のメモをとります

事故状況：日時、場所、道路状況、届出警察、信号
お互いのスピード、車の位置関係など。

相手情報：氏名、住所、電話（携帯等）、勤務先、車名、
登録番号、損傷箇所、修理先、病院など。

5

その場で示談をしない



□約束でも示談は成立します

相手が強硬な姿勢に出てきても安易に非を認めたりその場で示談することは避けてください。

「保険会社と相談したい」、「あらためて返事をさせてほしい」ということで理解を得るようにしてください。

6

事故のご連絡

保険代理店

または

ご加入の保険会社へ



連絡先はお手持ちの保険証券をご参照ください。